

令和5年度 指定障害福祉サービス事業者等実地指導 実施状況

1 サービス別の実施状況

区分	事業所数			計画数 d	実施数 e	実施率 (計画比) e/d	実施率 (対象比) e/c	
	現存 a	休止 b	対象 c=a-b					
介護給付	居宅介護	52	1	51	18	7	39%	14%
	重度訪問介護	49	1	48	16	2	13%	4%
	同行援護	13	1	12	6	1	17%	8%
	行動援護	7		7	2	0	-	0%
	療養介護	1		1	1	0	-	0%
	生活介護	39	1	38	17	6	35%	16%
	短期入所	20		20	10	3	30%	15%
	重度障害者等包括支援	0		0	0	0	-	-
	施設入所支援	6		6	0	0	-	0%
訓練等給付	自立訓練（機能訓練）	1		1	0	0	-	0%
	自立訓練（生活訓練）	8		8	3	2	67%	25%
	就労移行支援	22	4	18	6	6	100%	33%
	就労継続支援A型	14	1	13	3	5	167%	38%
	就労継続支援B型	59		59	26	15	58%	25%
	就労定着支援	12		12	3	2	67%	17%
	自立生活援助	4		4	1	0	0%	0%
	共同生活援助	30		30	13	1	8%	3%
相談支援	地域移行支援	17	2	15	4	0	0%	0%
	地域定着支援	17	2	15	4	0	0%	0%
	計画相談支援	35	4	31	10	1	10%	3%
	障害児相談支援	24	2	22	10	2	20%	9%
障害児通所支援	児童発達支援センター	2		2	0	0	-	0%
	児童発達支援	34	2	32	17	4	24%	13%
	医療型児童発達支援	0		0	0	0	-	-
	放課後等デイサービス	56	2	54	27	9	33%	17%
	居宅訪問型児童発達支援	1		1	0	0	-	0%
	保育所等訪問支援	4		4	2	2	100%	50%
計	527	23	504	199	68	34%	13%	

2 実地指導における文書指導の状況

事業区分	対象事業所数	実施数	文書指導した事業所数	件数
(1) 障害福祉サービス	328	50	16	49
ア 介護給付	183	19	6	14
イ 訓練等給付	145	31	10	35
(2) 相談支援	83	3	0	0
(3) 障害児通所支援	93	15	6	19
計	504	68	22	68

(1) 障害福祉サービス

ア 介護給付

項目	主な指導事項
人員に関する基準	<ul style="list-style-type: none"> サービス管理責任者のうち、1人以上は、専任かつ常勤とすること。 生活支援員のうち、1人以上は常勤配置とすること。
運営に関する基準	<ul style="list-style-type: none"> 虐待防止対策検討委員会の定期的開催と、結果の従業者への周知徹底 身体拘束等適正化のための委員会開催と、その結果周知徹底。従業者に対する、身体拘束等適正化研修の定期的実施。
給付費の算定及び取扱い	<ul style="list-style-type: none"> サービス費の算定について、提供のない日（祝日）に算定されているケースの過誤調整。 身体拘束廃止未実施減算の適用

イ 訓練等給付

項目	主な指導事項
運営に関する基準	<ul style="list-style-type: none"> ・重説への第三者評価実施状況記載。 ・計画の利用者等への説明、文書による同意及び計画の交付をサービス提供開始前に行い、サービスの提供が、計画に基づいて行われていることを明確にする。 ・速やかな経営改善計画の作成、提出。 ・虐待防止対策検討委員会の定期的開催と、結果の従業者への周知徹底。 ・身体拘束等適正化のための委員会開催と、その結果周知徹底。従業者に対する、身体拘束等適正化研修の定期的実施。指針整備。
給付費の算定及び取扱い	<ul style="list-style-type: none"> ・賃金向上達成指導員加算の過誤調整 ・福祉専門職員配置加算(Ⅲ)の過誤調整 ・身体拘束廃止未実施減算の適用

(2) 相談支援

- ・文書指導 なし

(3) 障害児通所支援

項目	主な指導事項
運営に関する基準	<ul style="list-style-type: none"> ・計画の利用者等への説明、文書による同意及び計画の交付をサービス提供開始前に行い、サービスの提供が、計画に基づいて行われていることを明確にする。 ・虐待防止対策検討委員会の定期的開催と、結果の従業者への周知徹底。研修実施。 ・身体拘束等適正化のための委員会開催と、その結果周知徹底。従業者に対する、身体拘束等適正化研修の定期的実施。指針整備。
給付費の算定及び取扱い	<ul style="list-style-type: none"> ・身体拘束廃止未実施減算の適用 ・処遇改善加算算定に当たっての研修の計画、実施。処遇改善計画書の策定、周知 ・児童指導員等加配加算の過誤調整

令和5年度 指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）実地指導 実施状況

1 医療機関別の実施状況

区分		事業所数 a	実施予定 b	実施数 c	実施率 c/a
育成医療・ 更生医療	病院・診療所	39	0	0	0%
	薬局	184	0	0	0%
	指定訪問介護事業者等	10	0	0	0%
計		233	0	0	0%

2 自己点検の促進

- (1) 平成29年度から当面の間、自立支援医療の質の確保及び給付の適正化を図るため、自己点検表を用いた自己点検（指定期間（6年間）中、毎年度1回）の実施と指定更新時の提出を依頼。
- (2) 自己点検表の内容を確認後、必要が認められる場合は、実地指導を行う。